

**2025（令和7）年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）
試験科目：民事法（民法）**

【第1問】（解答は7行程度で行いなさい。）

Aの所有する甲土地は、Bの所有する乙土地及びCの所有する丙土地に囲まれた袋地であり、北側及び東側で乙に、南側及び西側で丙に接している。Aは、公道に至るために乙を通行したいと思っている。

Aが乙を通行する法的根拠となりうるものとしては、①民法210条の定める通行権と、②甲を要役地・乙を承役地とする通行地役権が考えられる。①と②では権利取得の要件や権利の内容にどのような違いがあるか説明しなさい。なお、解答の際には、両権利は単に①、②と記してかまわない。

【第2問】（解答は15行程度で行いなさい。）

Aに対して、B及びCは、連帯して100万円の金銭債務を負っている（以下、この連帯債務に係るAの債権を「甲」と呼ぶ。）。B及びCの負担割合は等しいものとし、この連帯債務は保証債務（連帯保証債務）ではないものとする。また、甲は、時効の完成猶予や更新がなければ、2024年11月15日に消滅時効期間が満了することになっていた。

同月1日、Aは、甲について弁済するよう求める旨の書面を内容証明郵便で送付し、翌日、この郵便がBのもとに到達した。しかし、Bが弁済を行わないので、同月20日、今度は、Cに対して、甲について弁済するよう求めた。

この場合、①Cは、消滅時効を援用して、弁済を拒むことができるか論じなさい。また、②その後、同月30日に、Cが弁済をしないでいる間に、Bが甲について全額の弁済をしたとして、Bは、Cに対して、50万円を求償することができるか論じなさい。なお、利息や遅延損害金については考慮しないものとする。

【第3問】（解答は10行程度で行いなさい。）

2024年7月1日、Aは、遺言を残さずに死亡した。Aの相続人は、配偶者Bと子Cの2人であった。Aは、死亡当時、甲建物（時価1000万円）を所有していた。Aの生前、Bは、甲においてAと同居しており、Aの死亡後も引き続き甲に居住している。Cは、ABとは別居していた。

同年10月1日、BとCの間で、Cが甲を取得するとともに500万円をBに支払うという代償分割の方法による遺産分割協議が成立した。

同年12月1日、Bは、Cに対して、甲を明け渡した。なお、Bは、甲の使用について、Aの生前も死亡後も、誰にも対価を支払ったことはない。

この場合において、Cは、Bに対して、Aの死亡の時から甲の明渡しが完了する時までの間の使用利益相当額を支払うよう請求できるか論じなさい。